児玉郡市における主任相談支援専門員配置加算に対する要件

令和8年8月

1．主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)　300単位　　①～⑤、⑦すべてがありの場合（当該事業所に加え他事業所に対し指導助言を実施し、基幹相談支援センターとの共同）

2．主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)　100単位　　②～④、⑥がすべてありの場合（当該事業所又は他事業所に対し研修を実施し、基幹相談支援センターへ協力）

	要　件	Ⅰ	Ⅱ	提出書類	備考・例示
	事業所は、常勤かつ専従の主任相談支援専門員を１名以上配置している。			主任相談支援専門員の修了証の写し及び、勤務形態一覧表	
①	事業所要件 ・基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定（障害児）相談支援事業所である。			中核を担う機関等は、基幹相談支援センターに準ずる相談支援事業所として、地域において中心的に基幹相談支援センターの中核的な業務を担う相談支援事業所を想定しており、以下に挙げる基幹相談支援センターの取組に明確な役割をもって協力していること。 ・地域の相談支援体制の強化　例）地域生活支援拠点の登録、困難事例の受入 ・自治体と協働した自立支援協議会の運営等による地域づくりの取組 ・準ずるものとして、月に１度、請求と同時に実施報告書を提出すること	
②	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。			会議の開催日、開催場所、参加者及び会議の内容を記載したもの	定期的とは、概ね週１回程度であること (Ⅰ)：協働体制の計画・運営、ケース検討会議の指導・助言
③	当該指定特定（障害児）相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施している。			研修の実施実績が分かるもの、また今後の研修予定が分かるもの	(Ⅰ)：研修の企画・運営・実施に参画
④	当該指定特定（障害児）相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対し、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として指導、助言を行っている。			主任相談支援専門員が全ての相談支援専門員に対して指導・助言を行う予定が分かるもの	(Ⅰ)：基幹と共同で指定特定相談事業所訪問等で指導・助言を実施
⑤	基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施している。			基幹相談支援センターが実施する人材育成の取組に共同していることが分かるもの	(Ⅰ)：初任研修等修了者の支援や主任等連携会議の参画
⑥	基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等について協力している。			基幹相談支援センターが実施する人材育成の取組に協力していることが分かるもの	(Ⅱ)：主任等連携会議の参加（任意）
⑦	他の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対して上記②～④に該当する業務を実施している。（Ⅱ）については任意である。				Ⅱ：②～④が当該事業所で実施できない場合は必要
	体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表している。				